

令和6年12月18日

価格高騰重点支援給付金（令和6年度新たな住民税非課税世帯等支援給付金）の対象世帯抽出誤りによる誤支給について

福祉部 長寿・障害福祉課

価格高騰重点支援給付金（令和6年度新たな住民税非課税世帯等支援給付金）を支給するにあたり、対象世帯の抽出に誤りがあり、誤支給がありましたので、お知らせします。

関係者の皆様、市民の皆様には、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。再発防止に努めてまいります。

詳細につきましては、以下のとおりとなっております。

1 概要

当該給付金の支給対象外である「令和5年度に実施した住民税非課税世帯等支援給付金対象世帯」の一部世帯に対し、今回誤って当該給付金を支給しておりました。

2 経緯

令和6年11月13日、当該給付金の支給業務に伴うシステム改修委託業者（行政システム九州株式会社鹿児島支店：鹿児島市）より、令和6年7月に実施した当該給付金の対象者抽出の段階で、本来対象外である世帯が抽出されたとの報告がありました。

そのため、当該給付金を支給したすべての世帯を確認したところ、本来は当該給付金の対象外である「令和5年度に実施した住民税非課税世帯等支援給付金の対象世帯」の一部世帯（令和5年度の支給対象者が亡くなられ、令和6年度同一世帯の新たな世帯主となり新たな非課税世帯となった世帯等）へ誤って支給していたことが判明しました。

3 対象世帯及び誤支給金額

82世帯 計835万円

4 発生原因

当該委託業者が、令和6年度の非課税等支援給付金の対象外となる世帯について、除外せずに抽出していました。

また、当該委託業者からの上記報告がなかったため、市の担当部署内における確認ができておりませんでした。

5 対応

誤支給となった世帯については、訪問によりお詫びし、経緯の説明及び本給付金の返還の依頼を行ってまいります。

6 再発防止への取組

今後、システム改修を行う際には、対象者の抽出要件などの範囲を本市及び委託業者の間において、それぞれの制度の理解に齟齬がないか常に複数人で確認し合ったうえで、業務に取り組んでまいります。

本市及び委託業者とともに、情報共有及び作業内容等の確認を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

7 当該給付金の支給要件（参考）

（支給対象となる世帯）

基準日（令和6年6月3日）において、始良市に住民登録がある世帯のうち、以下に該当する世帯

- ・ 令和6年度新たな住民税非課税世帯
（「住民税均等割非課税者」のみで構成される世帯）
- ・ 令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯
（「住民税均等割のみ課税」または「住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者」で構成される世帯）
- ・ 上記に加えて給付加算として対象者（世帯主）の世帯員である18歳以下の児童1人あたり5万円を世帯主に支給

※当該給付金は、令和6年度に「新規」に該当世帯となった世帯を対象としたものであり、令和5年度に実施した「住民税非課税世帯等支援給付金」の対象世帯は、当該給付金の対象外。